

4月10日は北海道知事・道議会議員選挙 4月24日は新十津川町長・町議会議員選挙

の投票日です

今年、4年に一度の統一地方選挙の年です。私たちのまちや地域の方針を決め、私たちの暮らしにつながる大切な選挙です。あなたの大切な一票を活かすためにも、必ず投票をしましょう。

統一地方選挙の日程

3月24日(木)	知事選挙告示
3月25日(金)～4月9日(土)	知事選挙 期日前投票・不在者投票期間
4月1日(金)	道議会議員選挙告示
4月2日(土)～4月9日(土)	道議会議員選挙 期日前投票・不在者投票期間
4月10日(日)	知事・道議会議員選挙投票日
4月19日(火)	町長・町議会議員選挙告示
4月20日(水)～4月23日(土)	町長・町議会議員選挙 期日前投票・不在者投票期間
4月24日(日)	町長・町議会議員選挙投票日

立候補届の受付

新十津川町長選挙と新十津川町議会議員選挙の立候補届の受付を行います。

日時 4月19日(火) 8時30分～17時

場所 役場2階大会議室

受付順序 当日8時までに参集した方については、選挙長が行うくじにより受付順序を決定します。8時よりあとに到着した方については、くじで決定した方の次の順序となり、到着順となります。

会場の都合により、入場は届出者を含め、2人までとします。

投票日に用事がある方は…

期日前投票
投票日に仕事やレジャー、冠婚葬祭などの用事があり、投票日当日に投票できない方が、投票日前に投票できる制度です。

期間 告示日の翌日～投票日の前日 8時30分～20時

場所 役場1階選挙管理委員会 会室

不在者投票
期日前投票期間および投票日に、仕事や旅行、転出などにより、すでに町外に滞在中の方または不在者投票所の指定を受けた病院、施設などに

入院、入居されている方が投票できる制度です。

仕事先、旅行先などの滞在地で不在者投票をする場合は、あらかじめ手続きが必要ですので、選挙管理委員会へご連絡ください。

期間 告示日の翌日～投票日の前日



みんなの一票大切に！

本町で投票のできる方

知事・道議会議員選挙

20歳以上の方（平成3年4月11日以前に生まれた方）で、引き続き3カ月以上本町に住所を有する方

町長・町議会議員選挙

20歳以上の方（平成3年4月25日以前に生まれた方）で引き続き3カ月以上本町に住所を有する方

なお、転入または転出した方の投票については、次の表のとおりです。

問合せ 新十津川町選挙管理委員会
☎76・2131

区分	届出日	知事	道議会議員	町長	町議会議員
転入	平成22年12月23日以前に新十津川町に転入届出	新十津川町で投票（期日前投票可）		新十津川町で投票（期日前投票可）	
	平成22年12月24日～12月31日に新十津川町に転入届出	期日前投票ができる期間 3月31日～4月9日	期日前投票ができる期間 4月2日～4月9日		
	平成23年1月1日～1月18日に新十津川町に転入届出	転入前市町村（道内に限る）で投票（期日前投票可） 投票の際には「引き続き道内の区域内に住所を有する旨の証明書」が必要となります。			
	平成23年1月19日以後に新十津川町に転入届出	新十津川町で、不在者投票を行うこともできます。		投票できません	

区分	届出日	知事	道議会議員	町長	町議会議員
転出	平成22年12月23日以前に転出先に転入届出	転出先市町村（道内に限る）で投票（期日前投票可）		投票できません	
	平成22年12月24日～12月31日に転出先に転入届出	期日前投票ができる期間 3月31日～4月9日	期日前投票ができる期間 4月2日～4月9日		
	平成23年1月1日以後に転出先に転入届出	新十津川町で投票（期日前投票可） 投票の際には「引き続き道内の区域内に住所を有する旨の証明書」が必要となります。 転出先市町村で、不在者投票を行うこともできます。			

「引き続き道内の区域内に住所を有する証明書」は、市町村の住民基本台帳担当窓口で発行しています（無料）。